

(別紙)

答 申

(諮問第37号)

審査会の結論

北九州市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別表に掲げる文書を「不存在（請求にかかる文書（請求人が平成24年8月24日付けで行った異議申立てに係る対象文書を除く。）は、作成も取得もしていないため、保有していない。）」と判断した不開示決定は、これを取り消すのが妥当である。

理 由

第1 異議申立てに至る経過等

- 1 異議申立人は、平成25年3月18日、北九州市個人情報保護条例（平成16年北九州市条例第51号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、次の保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- 「
- 1 文書課が保有している文書であって、教育委員会職員又は文書課職員が、平成23年3月頃から同年6月頃までの間に、『本請求者側からの苦情の電話などが、教育委員会又は北九州市の業務に支障を生じさせていること』に関して、顧問弁護士と協議し、顧問弁護士に発言若しくは相談し、又は顧問弁護士から意見や助言を受けたこと、又はそれらの内容が分かる、一切の文書
 - 2 文書課が保有している文書であって、教育委員会職員又は文書課職員が、平成23年3月頃から同年6月頃までの間に、『本請求者側からの苦情の電話などが、教育委員会又は北九州市に対する業務妨害に該当する可能性があること』に関して、顧問弁護士と協議し、顧問弁護士に発言若しくは相談し、又は顧問弁護士から意見や助言を受けたこと、又はそれらの内容が分かる、一切の文書
 - 3 文書課が保有している文書であって、教育委員会職員又は文書課職員が、平成23年3月頃から同年6月頃までの間に、『本請求者側からの苦情の電話などの記録を取ることに』に関して、顧問弁護士と協議し、顧問弁護士に発言若しくは相談し、又は顧問弁護士から意見や助言を受けたこと、又はそれらの内容が分かる、一切の文書
 - 4 文書課が保有している文書であって、教育委員会職員又は文書課職員が、平成23年3月頃から同年6月頃までの間に、『本請求者側からの苦情の電話などに対しては、当面の間は（例えば本請求者側からの

電話の回数(累計)がある程度の数に達するまでの間は)、教育委員会の側からは、本請求者側に対して『苦情の電話などにより市の業務に支障が生じている』、『苦情の電話などは承諾しない』、『苦情の電話などを少なくして下さい』、又は『苦情の電話などをしないで下さい』などの意思表示は行わないで、本請求者側からの苦情の電話などを受け続けること』に関して、教育委員会内部で協議し、顧問弁護士若しくは文書課職員と協議し、顧問弁護士若しくは文書課職員に発言若しくは相談し、又は顧問弁護士若しくは文書課職員から意見や助言を受けたこと、又はそれらの内容が分かる、一切の文書

- 5 文書課が保有している文書であって、『教育委員会が実施する学校開放事業又は目的外使用許可に対する本請求者側からの苦情などについて、又は上記本請求者側からの苦情などを停止させること若しくはそのための方策について、教育委員会職員が、市議会議員その他の政治家から、口利き、相談、依頼、又は要請などを受けたこと』に関して、教育委員会職員が、平成23年3月頃から同年6月頃までの間に、教育委員会内部で協議し、顧問弁護士若しくは文書課職員と協議し、顧問弁護士若しくは文書課職員に発言若しくは相談し、又は顧問弁護士若しくは文書課職員から意見や助言を受けたこと、又はそれらの内容が分かる、一切の文書」

- 2 実施機関は、本件請求に係る保有個人情報(以下「本件保有個人情報」という。)について、平成25年3月26日付け北九総総文第196号で「不存在(請求にかかる文書(請求人が平成24年8月24日付けで行った異議申立てに係る対象文書を除く。)は、作成も取得もしていないため、保有していない。)」とする不開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知し、異議申立人は、平成25年4月4日に当該保有個人情報不開示決定通知書を受領した。
- 3 異議申立人は、平成25年4月8日、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述に代わる意見書を要約すれば、おおむね以下のとおりである。

(1) 不存在理由について

ア 条例は、個人が保有個人情報の開示請求をしたときは、開示請求のとおり文書を開示すべきことを定めている。

本件異議申立人が平成25年3月18日付けで提出した開示請求書

に添付の別紙1ないし5に係る文書の全てが不存在ということは常識的に考えられない。

イ 本件請求書中には、「・・・が分かる、一切の文書」について開示請求しており、「(請求人が平成24年8月24日付けで行った異議申立てに係る対象文書を除く。)」という意味内容の記載や示唆は、全く存在しない。また、条例を見ても「請求人が過去に行った異議申立てに係る対象文書」を不開示事由などとする規定は、全く存在しない。

ウ さらに、条例には、開示請求があったとき、処分庁が開示請求の対象の中に「請求人が過去に行った異議申立てに係る対象文書」がその中に含まれているか否かを検討すること、又は処分庁が開示請求の対象の中に「請求人が過去に行った異議申立てに係る対象文書」が含まれていればそれを除くことを定めた規定も、そのような処理を処分庁に求めたり、処分庁に許可する規定も全く存在しない。

エ よって、本件処分は、法令上の根拠なく申立人の個人情報開示請求権を侵害したものである。

(2) 開示請求書の表示意思の解釈について

次のア、イで示す理由のとおり、処分庁による「(請求人が平成24年8月24日付けで行った異議申立てに係る対象文書を除く。)」とする開示請求書の表示意思の解釈は、開示請求書の通常の意味、開示請求者の通常の意味、社会通念に反し、経験則に反するものであるから違法である。

ア そもそも、開示請求の対象の中に「請求人が過去において行った異議申立てに係る対象文書」がその中に含まれている場合において、「・・・が分かる、一切の文書」という文言が一般的に「(請求人が過去に行った異議申立てに係る対象文書を除く。)」という趣旨であるとするのが通常人の意思であるとする経験則はない。

イ また、本件に関してだけは特別に、「・・・が分かる、一切の文書」という文言を「(請求人が過去に行った異議申立てに係る対象文書を除く。)」と解釈すべきだとする特段の事情や証拠もない。

(3) 結論

よって、本件異議申立人の開示請求に対して不存在という理由で不開示決定をした本件処分は、虚偽の事実に基づくものであるから、違法な処分であり取り消されるべきものである。

第3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が説明する内容は、理由説明書及び意見聴取から要約すれば、おおむね以下のとおりである。

1 不存在理由について

(1) 異議申立人は、平成24年6月4日付けで、「文書課が保有している、『私もしくはその関係者(家族など)からの電話などに対して、教育委員会などの市の機関が応じないようにすること』に関する、一切の文書」に係る保有個人情報の開示を請求し、実施機関は、当該文書について、同年

6月18日付け北九総総文第38号により、不開示部分を除いて一部開示決定を行っている。

当該一部開示決定について、異議申立人は、同年8月24日付けで異議申立て（以下「別件異議申立て」という。）を行ったので、実施機関は、条例に基づき、平成24年9月11日付けで北九州市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問したところである。

- (2) 本件請求に係る対象文書については、存在するものと存在しないものがあるが、存在するものについては別件異議申立てにおいて審議中の前述(1)の文書に含まれており、これについて異議申立人は別件異議申立ての結果を待つものと解される。

不存在とした不開示決定に対し、本件請求に係る対象文書の全てが不存在ということは常識的には考えられないとの主張であるが、実施機関が本件請求に関し保有する文書は、既に平成24年6月18日付け通知で一部開示決定を行った文書と同じものである。それ以外には存在しない。

- (3) したがって、実施機関は、別件異議申立てに係る文書以外には作成も取得もしていないため、本件処分において、別件異議申立てに係る文書を除き、不存在としたものである。

2 結論

以上のとおり、本件処分は適法な処分であり、本件異議申立ては理由がない。

第4 審査会の判断

審査会は、異議申立ての対象となった本件保有個人情報並びに実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 本件保有個人情報の概要等

- (1) 本件請求に係る対象文書（以下「本件対象文書」という。）は、別表に掲げる文書から構成されている。
- (2) 本件対象文書は、「〇〇学校施設開放事業に対する苦情、要望への対応」に関し、教育委員会事務局が法律相談制度を所管する総務企画局総務部文書課（以下「文書課」という。）を介して顧問弁護士に相談した内容、文書課との協議内容や苦情者との対応記録などが記載されており、相談を行った教育委員会事務局が作成し、文書課が教育委員会事務局から取得したものである。

2 本件処分に係る不開示情報

実施機関は、本件処分の決定時において、本件対象文書の特定に当たり、別件異議申立てにより審査会で諮問第32号事案として審議中の行政文書（以下単に「第32号事案文書」という。）と同一文書と認められたので、当該第32号事案文書を除き、それ以外の行政文書は保有していないとしたものである。

3 本件処分の争点

- (1) 実施機関は、本件処分の決定時において、本件対象文書が第32号事案

文書と同一のものであったため、審査会の開示・不開示の判断を待つて決定する必要があると判断し、本件処分を行った旨説明する。

これに対し、異議申立人は、「条例を見ても『請求人が過去に行った異議申立てに係る対象文書』を不開示事由などとする規定は、全く存在しない」、「『別件異議申立てに係る対象文書を除く。』とする開示請求書の表示意思の解釈は、開示請求書の通常の意味、開示請求者の通常の意味、社会通念に反し、経験則に反するものであるから、違法である」旨主張する。

(2) 以上のことから、本件処分が条例に適合するかが争点となる。

4 本件処分の条例適合性

(1) 開示請求に対する条例上の措置

条例第22条は開示請求に対する措置を定めており、第1項で、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨を決定し、開示請求者に対し、書面により通知しなければならないとしている。また、第2項では、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、書面により通知しなければならないとしている。

(2) 本件処分妥当性判断

本件処分の特徴的な点は、次の2点である。

ア 本件対象文書が第32号事案文書と同一のものであること。

イ 本件対象文書が、本件処分時において、第32号事案として審査会で調査審議中であること。

実施機関は、この2点の事情を考慮して、審査会の開示・不開示の判断を待つて決定する必要があると判断し、本件処分を行ったものである。

そこで、以下、前述のア及びイの特徴と実施機関の行った措置が条例に適合するかについて検討する。

条例は、過去の開示決定の有無、回数等について制限する規定を設けていないことから、嫌がらせ目的等の権利濫用に当たる場合は格別、同一人が同一の保有個人情報に対して再度開示請求をすることを拒否することはできないと解するのが相当である。よって、本件対象文書が第32号事案文書と同一のものであったとしても、当該本件対象文書を開示請求に係る保有個人情報として特定することは、条例に適合するものといえることができる。

次に、実施機関が行った本件処分に係る措置は、条例第22条第1項の規定に照らすと疑義が生じる。同項によれば、開示請求に係る保有個人情報について開示又は不開示の判断をする必要があるが、実施機関は、本件保有個人情報として本件対象文書を特定したにもかかわらず、審査会で調査審議中である事情を理由として、通常措置と異なる措置を行ったのである。すなわち、本件保有個人情報が記載された文書から「第32号事案文書を除く。」という限定を加えて特定し直し、その限定の下では当該文書は存在しないとして、不開示決定を行ったものである。この措置は、条

例上の規定に基づくことなくなされたもので、条例に適合したものということはできない。

したがって、本件処分については、条例第22条第1項に適合するものとはいえず、妥当でないと判断する。

なお、以上に述べたとおり、実施機関は、本件対象文書として、当初の保有個人情報開示請求書の受付時点で第32号事案文書を特定しているのであるから、条例第22条第2項の「開示請求に係る保有個人情報を保有していないとき」に該当しないことは明らかである。よって、検討するまでもなく、同項の適用はないものである。

5 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が本件処分において不開示とした保有個人情報については、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

北九州市個人情報保護審査会

会 長 河 原 一 雅
 委 員 原 田 美 穂
 委 員 櫻 井 弘 晃
 委 員 日 高 京 子
 委 員 松 木 摩 耶 子

別表

文書番号	文 書 名
文書1	顧問弁護士法律相談結果報告書
文書2	顧問弁護士法律相談依頼書及び添付資料
文書3	面談通知の内容協議記録
文書4	法規解釈に関する相談票
文書5	6月16日会合の課題について
文書6	文書課との協議議事録と協議資料
文書7	教育長との協議資料一式
文書8	学校支援チーム弁護士相談資料